

平成 29 年 5 月 23 日

「UBS 地球温暖化対応関連株ファンド」の受益者の皆様へ

「UBS 地球温暖化対応関連株ファンド」および「UBS 地球温暖化対応関連株マザーファンド」
信託約款の変更（予定）について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では、「UBS 地球温暖化対応関連株ファンド」（以下「当ファンド」といいます。）および「UBS 地球温暖化対応関連株マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）につきまして、信託約款の変更を予定しておりますので、お知らせいたします。

敬具

<記>

1. 信託約款の変更の内容

- ・当ファンドが主要投資対象としているマザーファンドの運用の指図に関する権限の委託先を、UBS AG, UBS アセット・マネジメント（チューリッヒ）から UBS アセット・マネジメント（アメリカス）インク（以下「弊社グループ米国拠点」といいます。）に変更いたします。
- ・また、上記の変更に伴い、取得申込および一部解約等の実行の請求を受付けない日を、「スイス取引所またはチューリッヒの銀行の休業日」から「ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日」に変更いたします。

2. 約款変更の理由

- ・弊社グループにおいては、運用効率の向上を主眼に、グローバルに展開する株式運用チーム内における役割分担の最適化を目的とした運用体制の見直しを進めております。その一環として、地球温暖化対応関連株式にかかる運用戦略を担当する運用チームのポートフォリオ・マネジメント機能については、弊社グループ米国拠点への集約を進めることといたしました。弊社グループでは、当該戦略の運用拠点を米国拠点へ集約することにより、運用効率のより一層の向上を図れるものと思料しております。ついでに、当ファンドの運用につきましても、今般、弊社グループのスイス（チューリッヒ）拠点より弊社グループ米国拠点へ委託先を変更することといたしました。

3. 手続きおよび約款変更に関するスケジュール (案) について

- ① 新聞公告日 (受益者確定日) : 平成 29 年 5 月 23 日
- ② 異議申立期間 : 平成 29 年 5 月 23 日から平成 29 年 6 月 28 日まで
- ③ 約款変更成否決定日 : 平成 29 年 6 月 29 日
- ④ 異議申立受益者の買取請求期間 : 平成 29 年 6 月 30 日から平成 29 年 7 月 19 日
- ⑤ 約款変更適用日 : 平成 29 年 7 月 24 日

※ 新聞公告日 (平成 29 年 5 月 23 日) 現在の受益者は、異議申立期間中に、弊社に対し、書面によりこの約款変更に対し異議を申し述べることができます。

なお、新聞公告日 (平成 29 年 5 月 23 日) 現在の受益者とは、平成 29 年 5 月 19 日までの買付申込受付者を含み、平成 29 年 5 月 22 日以降の買付申込者および平成 29 年 5 月 19 日以前の換金申込者は除きます。

※ この約款変更に異議のない場合は、特にお手続きの必要はありません。

[約款変更を行う場合]

上記②の期間中に異議申立てをされた受益者の受益権の合計口数 (マザーファンドについては、当ファンドの受益者の受益権の口数を、マザーファンドにおける実質的な受益権の口数に換算いたします。) が、新聞公告日現在の受益権 (マザーファンドについては、マザーファンドの受益権となります。) 総口数の 2 分の 1 を超えない場合は、平成 29 年 7 月 24 日に約款変更が適用されます。また、平成 29 年 6 月 30 日に弊社ホームページに「約款変更成立のお知らせ」を掲載します。

[約款変更を行わない場合]

異議申立てをされた受益者の受益権の合計口数が、新聞公告日現在の受益権総口数の 2 分の 1 を超えた場合は、約款変更は行いません。この場合、約款変更しない旨を、異議申立期間終了後、速やかに日本経済新聞にて公告し、書面にてご報告いたします。また、平成 29 年 6 月 30 日に弊社ホームページに「約款変更不成立のお知らせ」を掲載します。

※ 本約款変更の手続きにかかる受益権を有する受益者の方には、販売会社を通じて、『「UBS 地球温暖化対応関連株ファンド」および「UBS 地球温暖化対応関連株マザーファンド」信託約款の変更 (予定) に関するお知らせ』をお送りしておりますので、詳しくは当該書面をご覧ください。

以上